

## 別紙2

ふなずし、湖魚の加工食品(ふなずしを除く)については以下のルールを遵守してください。

### 【ふなずし】

- ア 琵琶湖産のニゴロブナを原材料としたふなずしを提供すること
- イ 滋賀県内で加工されたふなずしを提供すること
- ウ 平成 19 年1月 19 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号の内容を認識した上で提供すること
- エ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町名を掲載すること
- オ 寄附金の募集を行うサイト上にふなずしを紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること(サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする)

### 【湖魚の加工食品(ふなずしを除く)】

- ア 琵琶湖産の魚介類を使用した加工食品を提供すること
- イ 滋賀県内で加工された食品を提供すること
- ウ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町名を掲載すること
- エ 寄附金の募集を行うサイト上に湖魚料理を紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること(サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする)